

雲南市事業継続特別給付金

対象事業者・要件等

雲南市内で事業所を構える中小企業者で

- ① 島根県飲食店等事業継続特別給付金の要件に該当する（受給された）事業者

雲南市給付額20万円

- ② 島根県中小企業等事業継続特別給付金の要件に該当する（受給された）事業者

雲南市給付額10万円

ただし県給付金の創業特例等で10万円給付された事業者は

雲南市給付額5万円



※島根県飲食店等事業継続特別給付金

島根県飲食店等事業継続特別給付金の要件等については

県の特設ページでご確認ください⇒ <https://www.shimane-kyuufu.jp/> 特設ページリンクQRコード

- ③ 島根県中小企業等事業継続特別給付金の同じ要件で売上要件の減少率が20%以上30%未満減少している事業者（②の減少要件は30%以上）（雲南市独自要件）

※雲南市独自要件については以下の「雲南市独自要件について」をご覧ください。

雲南市給付額20万円

ただし創業特例等の場合10万円（以下要件の（4）の②に該当した場合）

③の雲南市独自要件について

◆次のすべての要件を満たすこと。その他の要件については島根県中小企業等事業継続特別給付金と同様です。

- 令和2年12月から令和3年10月までの期間において、任意の連続する2ヶ月の売上高の合計と、その前年または前々年の同じ2ヶ月の売上高の合計を比較して20%以上30%未満減少していること
- 減少を比較する前年または前々年の同じ2ヶ月の売上高の合計が40万円以上あること
- 個人事業主においては、主な収入が事業によるものであること
- 新規創業特例：令和2年10月1日から令和3年7月1日に開業した方については、前年または前々年売上高との比較ができないため、特例として、次の①または②で確認し、規定額を支給する。
 - 令和2年12月から令和3年10月までの期間において、任意の連続する2ヶ月の売上高の合計と、金融機関等と作成した事業計画の同じ2ヶ月の売上高の合計を比較して20%以上30%未満減少している場合
 - 令和2年12月から令和3年10月までの間の任意の連続する2ヶ月の売上高の合計と、それ以前の任意の連続する2ヶ月の売上高の合計を比較して20%以上30%未満減少している場合

給付加算

家賃・借地料等加算（雲南市独自加算）

◆事業を行うために月額3万円（税抜）相当以上の家賃や借地料を支払っている場合**加算金10万円**

事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。

■相談窓口

・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階

申請について詳しくは裏面へ↓

申請書様式以外に以下の書類をご準備ください。

☆島根県飲食店等事業継続特別給付金及び島根県中小企業等事業継続特別給付金を受給された事業者は給付決定通知

☆申請区分③の要件に関する令和2年12月から令和3年10月までの全月の月別の売上が確認できる書類（売上台帳等の写し、売上高等確認資料）
※申請区分①及び②の要件で申請する場合は不要

☆比較対象の前年もしくは前々年の月別で年間の売上が確認できる書類（申告書、売上台帳等の写し）

☆店舗、事業所の市内での所在が分かる書類（事業許可書、事業者のパンフ、履歴事項全部証明書等の写し）

☆家賃、借地料加算を申請する場合は家賃、借地料が確認できる書類（契約書、領収書、振込用紙等支払いがわかる書類）

☆振込口座の通帳の写し

●申請受付期間

～ 令和4年2月28日（月）まで

詳細・様式等については

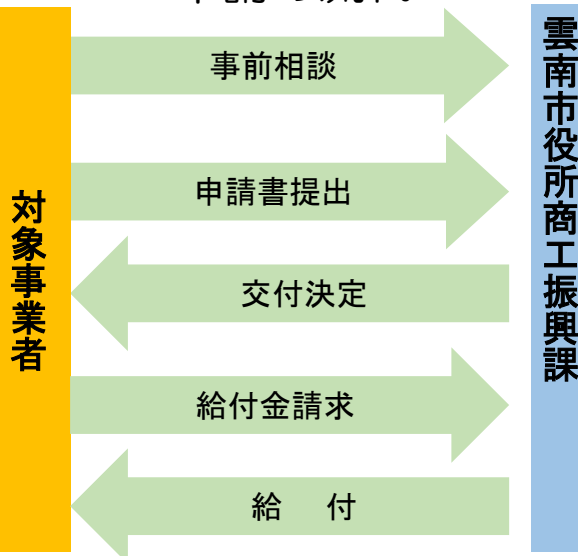
下記問い合わせ先にご連絡ください。

雲南市ホームページでも確認できます。

<https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/sangyou/syoukou/kigyuu/kyuufu2.html>



申請の流れ



事前相談・お申込みについては事前に下記の相談窓口までお電話ください。

■相談窓口

・雲南市役所 商工振興課[3階] TEL 0854-40-1052
・雲南市商工会 TEL 0854-45-2405

本件に関するお問い合わせ先：雲南市 商工振興課 TEL0854-40-1052
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1 3階